



栃木県公報

平成30(2018)年
7月13日(金)
号外
第40号

田 次

規則

○栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部改正..... 1

三令

○栃木県副知事の担任事務に関する規程の一部改正..... 1

規 程

栃木県規則第三十七号

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月十三日

栃木県知事 福田富一

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十八年栃木県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第一順位 副知事 北村一郎 第二順位 副知事 岡本誠司	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第一順位 副知事 北村一郎 第二順位 副知事 赤松俊彦

附 則

この規則は、平成三十年七月二十日から施行する。

(人事課)

三令

栃木県訓令第九号

本
出先機関

栃木県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

栃木県知事 福田富一

栃木県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令

栃木県副知事の担任事務に関する規程(平成二十八年栃木県訓令第九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(担任事務)	(担任事務)

第一条 副知事の担任事務は、次のとおりとする。

一・二 略

三 副知事岡本誠司の担任事務

イント 略

第一条 副知事の担任事務は、次のとおりとする。

一・二 略

三 副知事赤松俊彦の担任事務

イント 略

附 則

この訓令は、平成二十九年七月三十日から施行する。

(人事課)